

女性活躍推進に向けた行動計画について

2025 年 6 月 30 日

日清鋼業株式会社

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法）が 2016 年 4 月 1 日より施行されました。2022 年 4 月には、改正女性活躍推進法が全面施行され、労働者 301 人以上の事業主から 101 人以上の事業主まで対象が拡大されました。企業は自社の女性活躍に関する状況と課題の分析を行い、それらを踏まえた行動計画を策定することになっています。

当社では 2025 年 7 月から一般事業主行動計画を変更し、2028 年 6 月までの 3 年間を計画期間とし、以下の行動計画を策定しました。

行動計画

1. 計画期間

2025 年 7 月 1 日から 2028 年 6 月 30 日まで（3 年間）

2. 目標

目標 1 全社員に占める女性社員の割合を 7% まで増やす

目標 2 2025 年時に女性の平均勤続年数を 16 年にする

3. 取り組み内容

（1）雇用環境の整備

（2）女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた積極的広報

（3）有給休暇取得の推奨

（4）働きやすい職場、雰囲気づくりの一環として研修や福利厚生行事の実施

4. 取組（対策）の実施時期

2025 年 7 月 1 日 ～ から実施

以上